

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (第 回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	京丹後市 262129
地域名 (地域内農業集落名)	峰山町吉原地区 (新治集落、菅集落、安集落、西山集落、小西集落) (小西団地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	134.78 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	99.98 ha
② 田の面積	113.73 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.39 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13.36 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.01 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	76.33 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	15.21 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・水田では水稻を中心に栽培している。小西国営開発農地では、加工契約野菜、観光農園、果樹等を栽培している。
・新治集落、菅集落、小西集落においては、認定農業者や農業法人、大規模農家を中心に集積を図りつつ、農地の集約化を行って持続可能な農業を目指している。
・安集落と西山集落においては、担い手の高齢化と後継者不足により、遊休農地の増加が特に懸念される。
・小西国営開発農地では地域住民を中心に農地を維持管理し子供世代への承継を目指すほか、農福連携による観光農園を行い、高収益化と地域のにぎわいづくりを行っている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水田では水稻栽培を中心とし、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、収量増や生産コスト低減を図ると同時に、段階的に特別栽培米や有機米へ切り替え団地化と需要に応じた高価格化を目指す。
・また、集落営農など地域としてまとまりのある水稻生産を行い、ブランド化を図って米価低迷に対応する。
・国営開発農地では、ハウス苺の安定生産を行い観光農園により高収益化を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

認定農業者や集落営農組織、大規模耕作者への集約化を進める。中山間地では農業者が責任を持って各自の農地を維持管理しながら、新規就農者や他集落からの入り作による担い手確保を目指す。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	20.06 %	将来の目標とする集積率	20.06 %
--------	---------	-------------	---------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農業上の利用が行われる農地と農業上の利用が困難な農地を選定し、担い手を基本として農地の集約を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

連坦化された平場を中心に集約を進めつつ、農業委員会による利用状況や意向調査等に基づき、認定農業者や中核的な担い手を中心に農地の集積を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構を活用し、長期にわたって集約化した農地の貸借を行うことで担い手の安定経営につなげていく。農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議して解決に取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組

新治集落で農業農村整備事業を活用し転倒堰の整備を行うほか、地区内の地権者、担い手等と十分調整のうえ、将来的に農地の大区画化を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

耕作条件が不利な中山間地では、集落営農組織を受け皿として農業参画者の増加と後継者の育成に力を入れる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

水稻では作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業や近隣に所在するJAライスセンターへの乾燥調整作業の委託も活用しながら、特に近年猛暑化する夏場の重労働の回避、設備投資・更新の負担軽減を行い、水稻作の継続を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②市の有機農業認証制度や有機JASの取得を目指し、段階的に取り組んでいく。
- ③共同利用により設備投資負担を最小限に抑えながら最新技術を積極的に導入し低コスト化を目指す。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑧井堰や用水路の点検、修繕を行い利用の継続を図るとともに、老朽化した井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩中山間地では規模拡大を目指さず、現在の農地の維持を目標に耕作を行い後継者探しを行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」・「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。